

岩沼市体育協会表彰規程

第1条 この規程は、岩沼市体育協会規約第4条7号に基づいて次の通り定める。

第2条 協会は、次の各号に該当する者を表彰する。

- (1) 多年にわたり（おおむね10年を目処とする）協会の運営、発展に功績のあった個人及び団体
- (2) 多年にわたり（おおむね10年を目処とする）各単位団体の運営発展に功績のあった個人及び団体
- (3) 競技人として県大会以上の大会に出場し優秀な成績を挙げた者
（県大会優勝・東北大会3位以内・全国大会8位以内）

第3条 各単位団体又は理事は、前条に該当するものがあるときは、所定の様式により被表彰者の推薦書を提出するものとする。

第4条 前条により推薦された被表彰者については、理事会で選考し決定する。

第5条 表彰は総会において行なう。

附 則

この規程は、昭和56年5月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成5年5月1日より施行する。